

気象「警報」「特別警報」発令による臨時休業について

兵庫県立有馬高等学校定時制課程

臨時休業は、次の通りとする。

1 定期考査中以外の場合

- (1) 午後3時現在、三田市・神戸市のいずれかの市に、暴風、大雨、大雪、洪水のいずれかの警報または特別警報が発令されている場合は臨時休業とする。
- (2) 三田市、神戸市のいずれの市にも警報は発令されていないが、各自が居住する市町または通学途上の市町に、午後3時現在、上記(1)のいずれかの警報や特別警報が発令されている場合、当該生徒は自宅待機とし、公欠扱いとする。

2 定期考査中の場合

- (1) 考査中の午後3時現在、三田市・神戸市・西宮市・宝塚市・丹波篠山市のいずれかの市に暴風、大雨、大雪、洪水のいずれかの警報または特別警報が発令されている場合は臨時休業とする。
- (2) 定期考査中に臨時休業となった日の試験は、考査期間中の2校時または考査最終日の翌日に実施する。

3 その他、急迫の事情があり、校長が必要と認めた場合、臨時休業とすることができる。

有馬高校定時制ホームページ

URL → <https://dmzcms.hyogo-c.ed.jp/arima2-hs/NC3/>

警報・特別警報発令時には休校の情報も掲載しています。

登録して活用ください。

右のQRコードをスマートフォン等で読み取ることもできます。

